令和８年６月４日
第７回介護保険運営協議会
資料４（議題４関係）

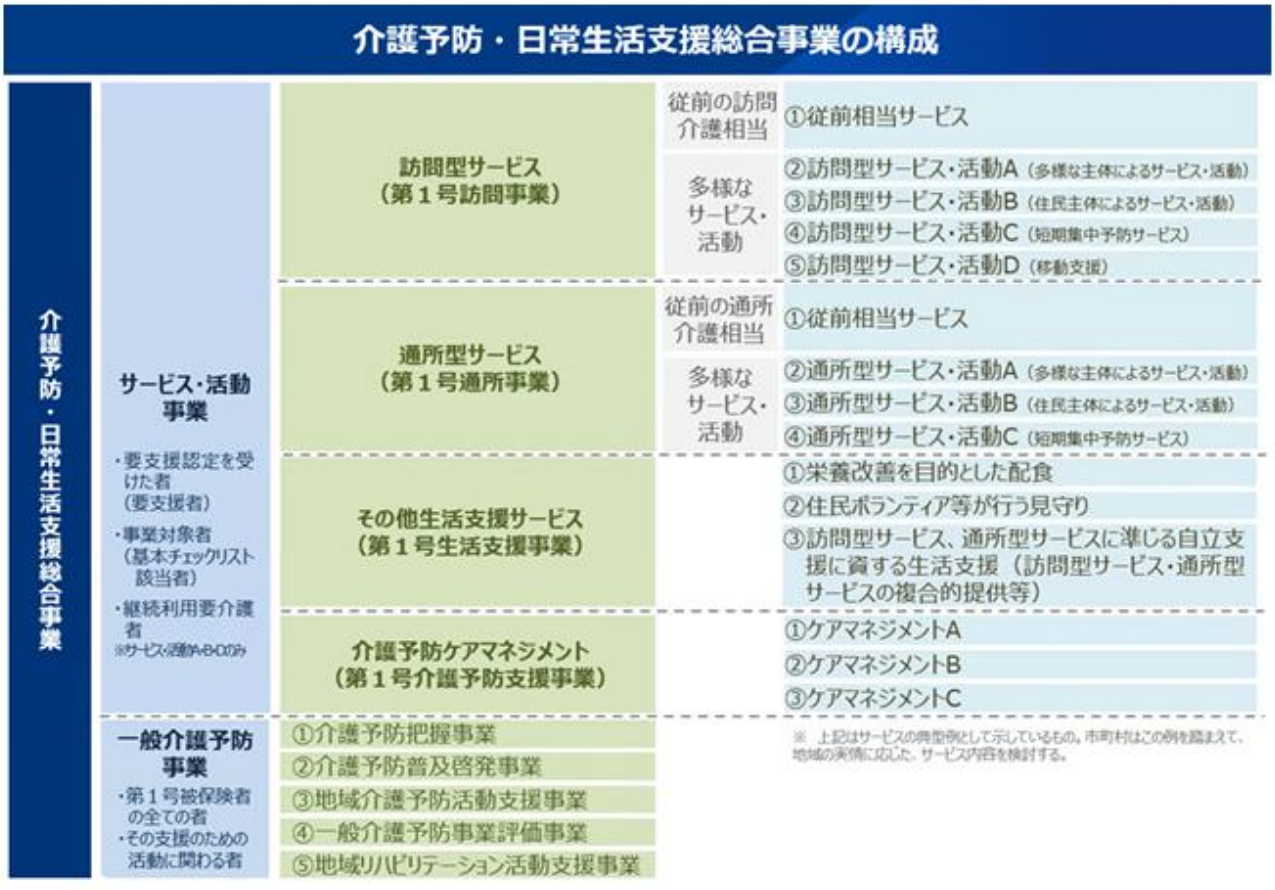
介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた方向性について

１ 介護予防・日常生活支援総合事業とは

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）は、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者が、自立した日常生活を送ること、また、そのための活動を選択することができるよう、地域に暮らす高齢者の立場から、市町村が中心となって、地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて実施することにより、地域の高齢者に対する効果的かつ効率的な支援等を行うことを目的に、市町村が実施するものです。

２ 総合事業の構成

総合事業は、「サービス・活動事業」及び「一般介護予防事業」で構成されています。



出典：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（厚生労働省）

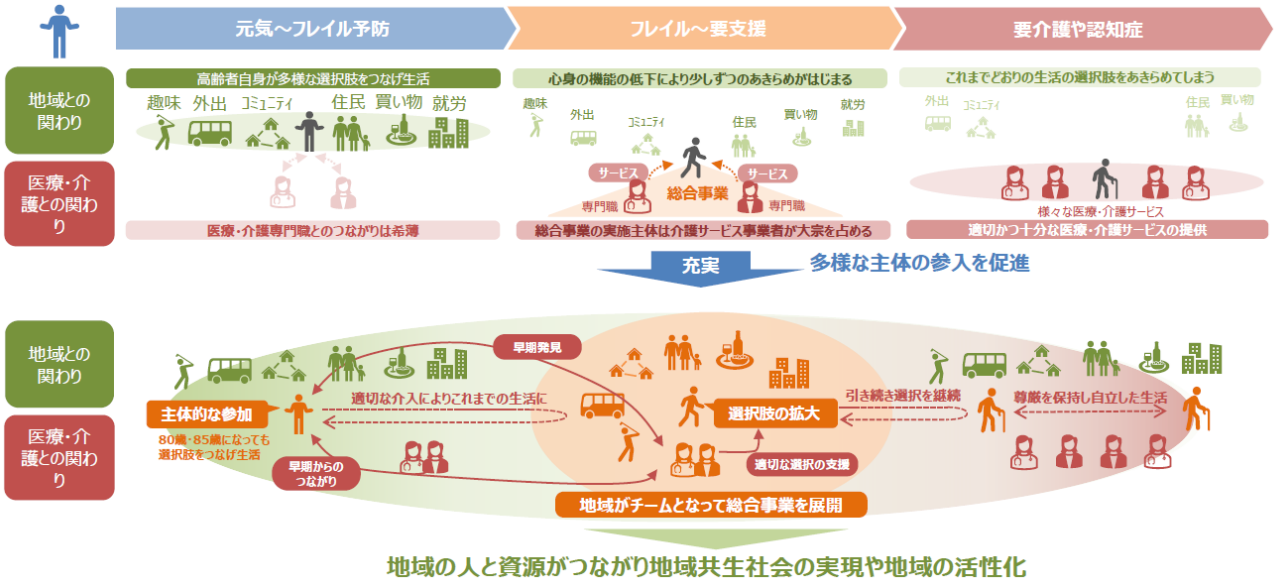
３ 総合事業の充実に向けた基本的な考え方（国のガイドライン改正／令和6年度）

○ 高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。

○ 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

○ 総合事業の充実とは、地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動が地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようするもの。

高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化



出典：「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（厚生労働省）